

常陸大宮市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書

1 業務の名称

常陸大宮市児童育成支援拠点事業業務委託

2 業務の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託上限額

金27,064,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務の内容

（1）課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、利用者の状況や希望に応じて、支援を確実に提供できるよう体制を整備し、包括的に実施する。

① 安全・安心な居場所の提供

不適切な養育状態にある児童等や、家のみならず学校にも居場所がない児童のため、安全・安心な居場所となるような場所を提供する。

② 生活習慣の形成

支援対象の児童は生活習慣を形成する機会に乏しい場合が想定されるため、児童が基本的な生活習慣を習慣化するための取り組みを行う。

③ 学習の支援

家庭での学習時間が確保できないことや、本事業の支援対象の家庭が学習面のサポートが難しい場合が想定されるため、本事業において、宿題の見守りや学習習慣を身につける支援を行う。

④ 食事の提供

支援対象の児童は、十分な食事が摂れていない場合も想定されるため、本事業所において食事を提供する必要がある。

⑤ 課外活動の提供

児童が、様々な学びや、多様な体験活動や外遊びの機会に接することは、人との出会いや、自己肯定感・自己有用感を高めるなど、社会で生き抜く力を得るための糧となるため課外活動の提供を行う。

⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携

児童や家庭により抱える課題は様々であり、複数の機関が連携し、各機関の相互理解に基づく一体的な連携が重要であり、各機関と円滑な連携を図るため、日々の情報交換や交流を通じて、本事業について理解してもらう。

⑦ 保護者への情報提供、相談支援

支援対象の児童の保護者も、様々な悩みや困難を抱えている場合が想定され、児童を通じて保護者の子育てへの支援を行う。

⑧ 送迎支援

地域によっては児童の自宅・事業所・学校等の距離が離れている場合や、帰宅時間が夜間に及び安全確保の必要性が生じる場合が想定されるため、送迎支援を実施する。

6 支援対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。

- (1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- (3) その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

7 実施方法

(1) 定員

養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね 20 人とする。

(2) 職員配置、要件及び職務の内容

支援の実施にあたり、管理者及び支援員の職員を配置し、必要に応じて心理療法担当職員またはソーシャルワーク専門職員の職員を配置して支援を行うこと。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置に当たっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。なお、利用児童が5人未満の場合は、職員のうち1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないこと。

＜必須＞

① 管理責任者

ア 職務内容

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこどもセンター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う。

イ 要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

② 支援員

ア 職務内容

児童や保護者への支援等を行う。

イ 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

＜任意＞

③ 心理療法担当職員

ア 職務内容

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う。

イ 要件

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するもの

④ ソーシャルワーク専門職員

ア 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記ⅰ～ⅲのソーシャルワークの支援等を行う。

- i 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ii 児童の家庭への訪問を含めた支援（※）
- iii その他、居場所における児童に必要な支援

※ 事業所における児童や保護者へのアセスメント等の支援だけでなく、必要に応じて、児童の家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

イ 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の作成や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

（３）開所日数・開所時間

① 開所日数

開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週５日以上開所すること。

② 開所時間

開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等にに応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。

ア 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）：８時間（原則１０時から１８時）

イ 学校の授業の休業日以外の日（平日）：学校の授業の終了後から概ね２０時まで

（４）施設・設備

- ① 旧常陸大宮市立大宮幼稚園建屋（常陸大宮市姥賀町６０７番地の７）及び敷地を市と別途賃貸借契約等を締結の上使用することができる。
- ② 児童館、児童養護施設、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市が児童の居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- ③ 本事業を行う場所には、開所時間中に児童が集まることができる専用のスペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

（５）支援の流れ

① 児童、保護者・関係機関等からの相談受付、利用申請・利用決定

市は、児童や保護者、関係機関等からの相談等に応じる中で、当該児童及び保護者の本事業による支援の必要性を検討する。なお、事業者において支援が必要と思われる児童を把握した場合は、適切に市へ報告する。

検討した支援策の提案方法に基づき、市や利用対象者と関係性のある関係機関等から、児童や保護者へ事業を紹介・利用勧奨し、保護者からの申請を受け、市が利用を決定する。

② 利用者情報の共有

市及び事業者は本事業を実施するにあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や関連する市の条例等を遵守すること。事業者への情報提供に当たっては、市が利用者の同意を得ることを基本とし、やむを得ず同意が得られない場合においては、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会を活用するなど、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る。

③ 支援目標・内容等の共有及び支援計画の作成

本事業は、個々の利用者への支援内容を中心に記載した支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行う。本事業の支援計画は、事業者において作成する。

なお、本事業の支援計画は、利用対象者決定の際に市が検討した支援方針に基づき作成されるものであり、市は、こどもの権利を意識してアセスメントを行った上で支援方針を事業者と共有し、本事業の役割や責務を伝える。

④ 支援の実施

事業者は、本事業の支援計画に基づき、「5. 業務の内容」を実施する。

⑤ 支援状況の報告

市は、利用者の状況の把握に努めるとともに、支援員等の職員が利用者の適切な情報を収集できるよう、事業者において情報を把握した場合に市に報告を求めたい事項等の事前の共有や研修等を行うこと。

事業者は、より適切な支援を提供するためにも、市へ「①定期報告」に加え、状況に応じた「②随時報告」を行う。

ア 定期報告

事業者は、月1回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市に報告すること。

イ 随時報告

事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合等においては市に随時報告を行うこと。

ウ 報告を受けた市の対応

事業者からの報告内容を踏まえ、必要に応じて対象者の意向や状況を確認し、随時変化していく家庭や児童の状況を踏まえ適切に市の支援方針や支援内容等の見直し（必要に応じて、支援計画の見直しや関係機関とともに支援内容を検討）を行い、適宜、支援の進捗を事業者にもフィードバックして事業者の支援計画の再検討を依頼するなど、事業者と協働して利用者を支える。

⑥ 支援終了の判断、支援後のフォロー等

終了の判断について、以下の3ケースが想定され、それぞれのケースにおいて市と事業者との間で綿密な情報共有及び、協議を踏まえ、市が支援提供の終了を判断

する。

ア 支援対象年齢の範囲内において、利用者の状態が好転し、本事業による支援を必要としなくなったと考えられるケース

イ 支援対象年齢の範囲内において、利用者から終了相談があったケース

ウ 支援対象年齢の範囲外となったケース

(6) 児童育成支援拠点事業者と関係機関等との連携

① 市との連携

市と事業者の連携は重要であることから、市は、事業者が支援状況の報告や支援計画等を検討する上での相談を行う際に、適切に情報共有がされる体制の構築を図ること。また、プライバシー保護に留意しながら、児童の最善の利益を優先して考慮した対応を図る必要があり、参加機関に守秘義務が課せられる要保護児童対策地域協議会の構成員として事業者に参加を求めること。

事業者は、市が定めた報告先や報告事項等により、適切に市と連携すること。児童や保護者の状況の変化等により他の機関との連携が必要な場合や、事業者での対応が難しい場合には、速やかに市に相談すること。

② 学校との連携

事業者は、児童の生活の連続性の保障と本事業の理解促進を図るために、情報交換や情報共有、職員同士の交流、カンファレンスや要保護対策地域協議会の個別ケース検討会議等によって学校との連携を積極的に図ること。

送迎を行う場合には、児童の安全確保に留意することは当然であるが、特に学校の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の発着も想定されることから、事故等が発生しないよう、送迎時の対応について事業者は学校と事前に調整しておくこと。

③ 放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター（適応指導教室）、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等との連携

事業者は、利用者が放課後児童健全育成事業や放課後等デイサービス、教育支援センター、生活困窮者自立支援制度に基づく子どもの学習・生活支援事業等との併行利用をしている場合には、各事業の事業所と連携を図りながら、児童等に対して、適切な支援を行っていくこと。個人に関わる情報共有に関しては、児童や保護者に、伝える内容や共有・連携の必要性などを説明し、意向を確認した上で行うこと。

④ 同一施設内で実施される事業等との連携

同一施設内の関係機関等と情報交換や情報共有を行い、本事業の利用者が希望する場合に、他事業を利用する児童等と交流する機会を設定するなど配慮し、利用者の活動と交流の場を広げることが望ましい。

交流する機会を設定する場合は、本事業の利用児童の環境及び水準が担保されるようにすること。

⑤ その他関係機関、地域との連携

地域の理解や協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員等の地域組織や児童に関わる関係機関等の情報交換や情報共有、相互交流を図る。

地域住民の理解を得ながら、公共施設等を活用し、利用者の活動と交流の場を広げることが望ましい。

⑥ 保護者との連携

事業者は、保護者との連絡により、児童の出欠席や帰宅の状況について確実に確認すること。

(7) 安全対策及び衛生管理

安全対策については①日常、②防災の2つの観点から、以下の点に留意すること。

また、事業者は、児童の安全の確保を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第6条の3に準じ、当該事業所の設備の安全点検、職員、児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他本事業所における安全に関する事項についての安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

加えて、事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

① 日常

ア 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。これには、遠足等行事の際の安全点検も含まれる。

イ 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、職員等の間で共有する。

ウ 職員等は、児童の年齢や発達の状況を理解して、児童が自らの安全を守るための行動について学習し、習得できるように援助する。

エ 食事やおやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、職員等は応急対応について学んでおく。

オ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について速やかに保護者に連絡し、市に報告する。

カ 事業者は、職員等及び児童に適切な安全教育を行うとともに、発生した事件事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。

キ 事業者は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害

賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

② 防災

- ア 事業者は、市との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。
- イ 市や学校等関係機関と連携及び協力を図り、防災や防犯に関する訓練を実施するなど、地域における児童の安全確保や安全点検に関する情報の共有に努める。
- ウ 災害等が発生した場合には、児童の安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- エ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておく。

なお、本事業は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に基づき、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における市への報告義務が課されている。そのため、事故が発生した場合は「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日付けこ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い速やかに指導監督権限を持つ市への報告等を行うこと。

衛生管理に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- イ 施設設備や食事・おやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- ウ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて市、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- エ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市や保健所との連携のもと、あらかじめ事業所としての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。
- オ 食事の提供に際しては「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月30日付け雇児保発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）を参照すること。

8 職場倫理及び事業内容の向上

（1）職場倫理と法令順守

本事業には、社会的信頼を得て支援に取り組むことが求められる。また、支援員等の言動は児童や保護者に大きな影響を与えるため、支援員等は、仕事を進める上での

倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

さらに、事業者は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、全ての支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むこと。

- ① 児童や保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ② 児童の年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保する。
- ③ 児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮する。
- ④ 児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ⑤ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ⑥ 守秘義務を遵守する。
- ⑦ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ⑧ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ⑨ 支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ⑩ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

(2) 要望及び苦情への対応

児童や保護者等からの要望及び苦情への対応として以下の内容を実施すること。

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、児童や保護者等に周知する。
- ② 苦情対応については、市と事業者が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置に努め、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて児童や保護者等にあらかじめ周知する。
- ③ 児童や保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- ④ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に活かす。

(3) 事業内容向上への取組

① 研修等

職員の配置に当たっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

イ 運営内容の評価と改善

事業者は、その運営について自己評価を行い、その結果を公表するように努める。

評価を行う際には、児童や保護者の意見を取り入れて行うこと。

評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かす。

9 届出等

あらかじめ、以下の事項を市長に届け出て、児童育成支援拠点事業を行うことができる。

また、届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

加えて、児童育成支援拠点事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、以下の事項を市長に届け出なければならない。（児童福祉法第 34 条の 17 の 2 参照）

なお、本届出を行うことにより、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）上の都道府県知事への事業開始の届出については、適用除外となり不要となる。（社会福祉法第 74 条）

（1）開始時に必要な届出事項（児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 3）

- ① 事業の種類及び内容
- ② 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ③ 定款その他の基本約款
- ④ 運営規程
- ⑤ 職員の定数及び職務の内容
- ⑥ 主な職員の氏名及び経歴
- ⑦ 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- ⑧ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑨ 事業開始の予定年月日

※ 届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（2）廃止・休止時に必要な届出事項（児童福祉法施行規則第 36 条の 37 の 4）

- ① 廃止又は休止しようとする年月日
- ② 廃止又は休止の理由
- ③ 現に便宜を受けている者に対する措置
- ④ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

また、事業者は、運営規程において、次に掲げる事業の運営についての重要事項を定めておくこと。

（3）運営についての重要事項に関する運営規程

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 職員の職種、員数及び職務の内容
- ③ 開所している日及び時間
- ④ 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- ⑤ 利用定員

- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ 事業の利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他事業の運営に関する重要事項

10 その他留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、常陸大宮市条例、規則、その他関連する法令等を遵守しなければならない。また、所管課と十分協議の上業務を実施するとともに、誠実に履行するものとする。
- (2) 業務の実施に当たり、第三者に被害を及ぼした場合は、事業者の負担により対処するものとする。
- (3) 業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市と協議の上決定すること。
- (4) 最低催行人員に満たない場合や、その他の理由により予定していた事業が開催できない場合には、速やかに市に報告し、対応について協議すること。
- (5) 予定催行人員を下回った場合や、業務の実施回数が減少した場合、その他企画内容等の変更が生じた場合には、契約金額の変更として対応する場合がある。
- (6) 事業者は、本履行期間中はもとより履行期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 本仕様書については、プロポーザル後に選定された最優秀者と市との業務内容の協議により、必要に応じて修正する場合がある。